

2022年12月16日

各位

株式会社 山形銀行

<やまぎん> でんさいサービスの機能改善について

日頃よりご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

お客さまの利便性向上のため、<やまぎん> でんさいサービスの機能改善を行いますので、以下をご確認ください。

1. 機能改善内容

(1) 債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮

債務者請求方式における記録請求の制限期間を支払期日の7営業日前から最短で3営業日前までに短縮します。これにより、支払期日の3営業日前まで発生記録請求と譲渡記録請求が可能となります。

(2) 債権金額の引き下げ

でんさいを発生させる際の債権金額の下限を、1万円以上から1円以上に引き下げます。これにより、1円から発生記録請求が可能となります。

2. 1. の変更に伴い、株式会社全銀電子債権ネットワークにおける「業務規程」、「業務規程細則」および、当行における「<やまぎん> でんさいサービス利用規定」が一部変更となります。

※ 改正後の業務規程および業務規程細則は[こちら](#)をご覧ください（株式会社全銀電子債権ネットワークのホームページに遷移します）。

※ 改正後の「<やまぎん> でんさいサービス利用規定」は別紙新旧対照表をご覧ください。

3. 変更日：2023年1月10日（火）

※ システムメンテナンスのため、2023年1月7日（土）～2023年1月9日（月）の間は、本サービスの使用ができませんのでご注意ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 法人企画グループ
TEL：023-634-7027（代表）
【受付時間】平日 9:00～17:00
（土日祝日・年末年始を除く）

〈やまぎん〉でんさいサービス利用規定内

〈やまぎん〉でんさいサービスをご利用の際の留意事項（重要事項説明書）

変更点

項目	ご注意くださいこと	
	変更後	変更前
でんさいの発生 (手形の振出に相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・でんさいを発生させる際の債権金額は、<u>1円</u>以上 100 億円未満です。なお、債権金額は、1 円単位で設定いただけます。 ・でんさいの支払期日（手形のサイト）は、振出日 {電子記録年月日（でんさいの発生日）} から最短で <u>3 銀行営業日</u> を経過した日以降で振出日の 10 年後の応答日までの範囲で設定いただけます。 ・省略 	<ul style="list-style-type: none"> ・でんさいを発生させる際の債権金額は、1 万円以上 100 億円未満です。なお、債権金額は、1 円単位で設定いただけます。 ・でんさいの支払期日（手形のサイト）は、振出日 {電子記録年月日（でんさいの発生日）} の 7 銀行営業日後の翌日から振出日の 10 年後の応答日までの範囲で設定いただけます。 ・省略
でんさいの取消	<ul style="list-style-type: none"> ・でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して 5 銀行営業日から最短で <u>1 営業日</u>の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取消することができます。（当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続が必要になります）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・でんさいの発生、譲渡等は、電子記録年月日から起算して 5 銀行営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取消することができます（当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続が必要になります）。
記録請求の制限時間	<ul style="list-style-type: none"> ・でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。（※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の最短で <u>3 銀行営業日</u>前までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考 2」をご参照ください。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。（※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の 7 銀行営業日前までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考 2」をご参照ください。）

[ご参考2：支払期日前後の記録の制限]

以下は、変更後のものを記載。

各種記録請求と制限 (○：記録請求可能) (△：条件付で記録請求可能) (－：記録請求不可)	支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット必着日)					決済情報提供日		口座間送金決済実施日	支払等記録日		
	7銀行営業日前以前	6銀行営業日前	5銀行営業日前	4銀行営業日前	3銀行営業日前	2銀行営業日前	1銀行営業日前	支払期日	1銀行営業日後	2銀行営業日後	3銀行営業日後以降
1. 発生記録請求 (請求者：債務者、債権者)	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
2. 譲渡記録請求 (請求者：債権者)	○	△ (注10)	△ (注10)	△ (注10)	△ (注10)	－	－	－	－	－	△ (注5)
3. 分割記録請求 (請求者：債権者)	○	△ (注10)	△ (注10)	△ (注10)	△ (注10)	－	－	－	－	－	－
4. 保証記録請求(単独保証) (請求者：債権者)	○	△ (注10)	△ (注10)	△ (注10)	△ (注10)	－	－	－	－	－	△ (注5)
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合) (注1) (請求者：債権者)	○	○	○	○	○	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
(請求者：支払者)	○ (注7)	－	－	－	－	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
6. 変更記録請求 (1) 住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者：債務者、債権者、保証人(注2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注8)
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合(注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかない状態(譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法(注4) (請求者：債務者、債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者：債務者、債権者)	○	○	○	○	○ (注9)	－	－	－	－	－	－
②利害関係者が3名以上いる状態(譲渡や保証が行われた後) (請求者：債務者、債権者、保証人(注2))	○	○	○	○	○ (注9)	－	－	－	－	－	－

- (注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
(注2) 「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に伴う「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む。
(注3) 「－」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
(注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。
(注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
(注6) 債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後)。
(注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
(注8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
(注9) 書面での手続きとなりますので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なります。
(注10) 債務者による請求の場合

以上